

直方市ホームページ広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、直方市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載にあたり、直方市有料広告掲載に関する要綱（平成19年2月直方市告示第16号。以下「要綱」という。）及び、直方市ホームページ広告掲載要領（以下「要領」という。）に規定する事項のほか、その広告表現について必要な事項を定めるものとする。

(禁止する表現)

第2条 広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、次に掲げる表現を含んではならない。

(1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を示すボタンを模した表現

(2) アラートマークを模した表現

(3) ラジオボタンを模した表現

(4) テキストボックスを模した表現

(5) プルダウンメニューを模した表現

(6) 前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意思に反した操作を行わせる又はそのおそれがある表現

(アニメーション表現)

第3条 広告にアニメーションを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないよう、次のとおりとしなければならない。

(1) コントラストの強い画面の反転表示が継続しないこと

(2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切替えの間隔を2秒以上とすること。

(3) 画面が点滅するものは、点滅間隔を100分の40秒以上とすること。

(色調)

第4条 広告は、文字色と背景色のコントラスト（明度差）を十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取りするなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第5条 広告の文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(代替情報)

第6条 視覚に障害のある閲覧者を考慮し、音声ブラウザでの読み上げる際の代替情報を付加するものとする。なお、代替情報は広告である旨を明示すること。

附 則

このガイドラインは、平成19年6月1日から施行する。